

**ノートパソコンを全教員に貸与！
さて、その運用は？**

管理・運用のための組織と規程

神戸国際大学附属高等学校

大木誠一

半年の試験運用期間

「良心」にもとづく運用

- 不適切なアクセス
教職員・生徒は同じレベル
- 不適切な利用
無断インストール、無断貸し出し、
大量印刷、
- あふれる個人的要望
- PCを利用しない教員の存在

管理・運用の原則

特定の個人・部署に依存しない体制

- 決定は、情報管理委員会
- 内規ではなく、学院規程に基づく運用
- 第1原則はセキュリティーと安定性確保
- 各部署ごとの分散管理(権限と責任の委譲)
- 配布の目的は、「教育の情報化」推進であることの徹底
- 研修の義務化
- 不適切な行為に対する措置は、改善勧告から

現在かかえる問題点

- 将来のビジョンをともなった強力なリーダーシップの欠如



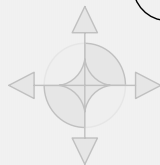
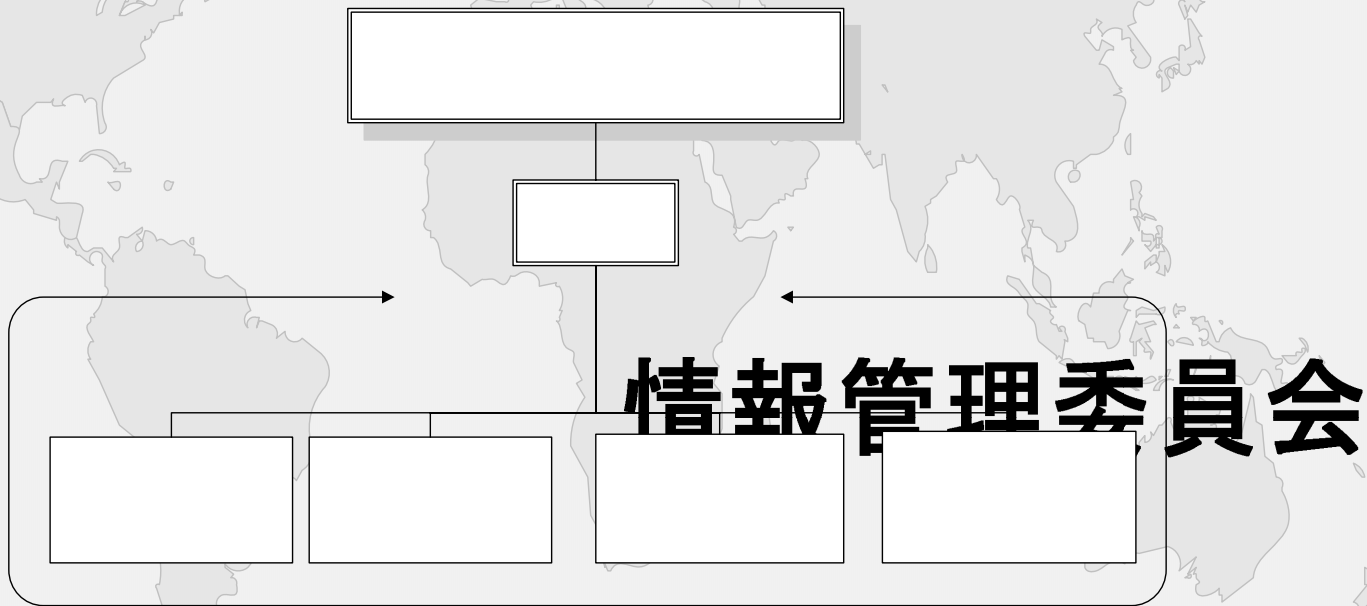
「教育の情報化」・学校IT化の遅滞
費用対効果の最適化がはかれない

- 管理・運用のためのランニングコストの捻出

情報管理委員会

(管理と責任)

情報管理責任者を中心とする情報管理委員会を設置し、セキュリティレベル維持と安定運用を目的とする監視・評価および見直しを行う。
また、定期的にセキュリティ監査を実施し、その妥当性を点検・評価する。



情報管理委員会規程 抜粋

第2条(構成)

委員会は校長・副校長・教頭・教務部長・情報係・情報科主任・情報科実習助手・事務部学務係をもって構成する。

情報管理規程 総則抜粋

第4条（構成）

この規程は、情報管理規程総則、セキュリティ規程、メール利用規程、情報管理規程細則から構成される。

第8条（遵守義務と罰則）

・・・罰則規定については、教育的指導、情報システム使用上のペナルティなどを中心とする・・・悪質と認められる行為については、法的手段による措置・職務規程上での処分・・・を課すものとする。

セキュリティ規程 抜粋

第2条（使用制限）

本校LAN上の機器は、セキュリティ確保とシステムの安定のために策定された使用制限措置下でのみ使用できる。・・・

メール利用規程 抜粋

第8条（組織のメールアドレス）

組織のメールアドレスは、原則として校務分掌に対応して情報管理者によって作成される。

情報管理規程細則 抜粋

第6条（機器・ソフトの業務外利用）

・・・目的以外に使用された場合、当該利用者に対して機器の利用停止・アカウントの停止、・・・適用する。

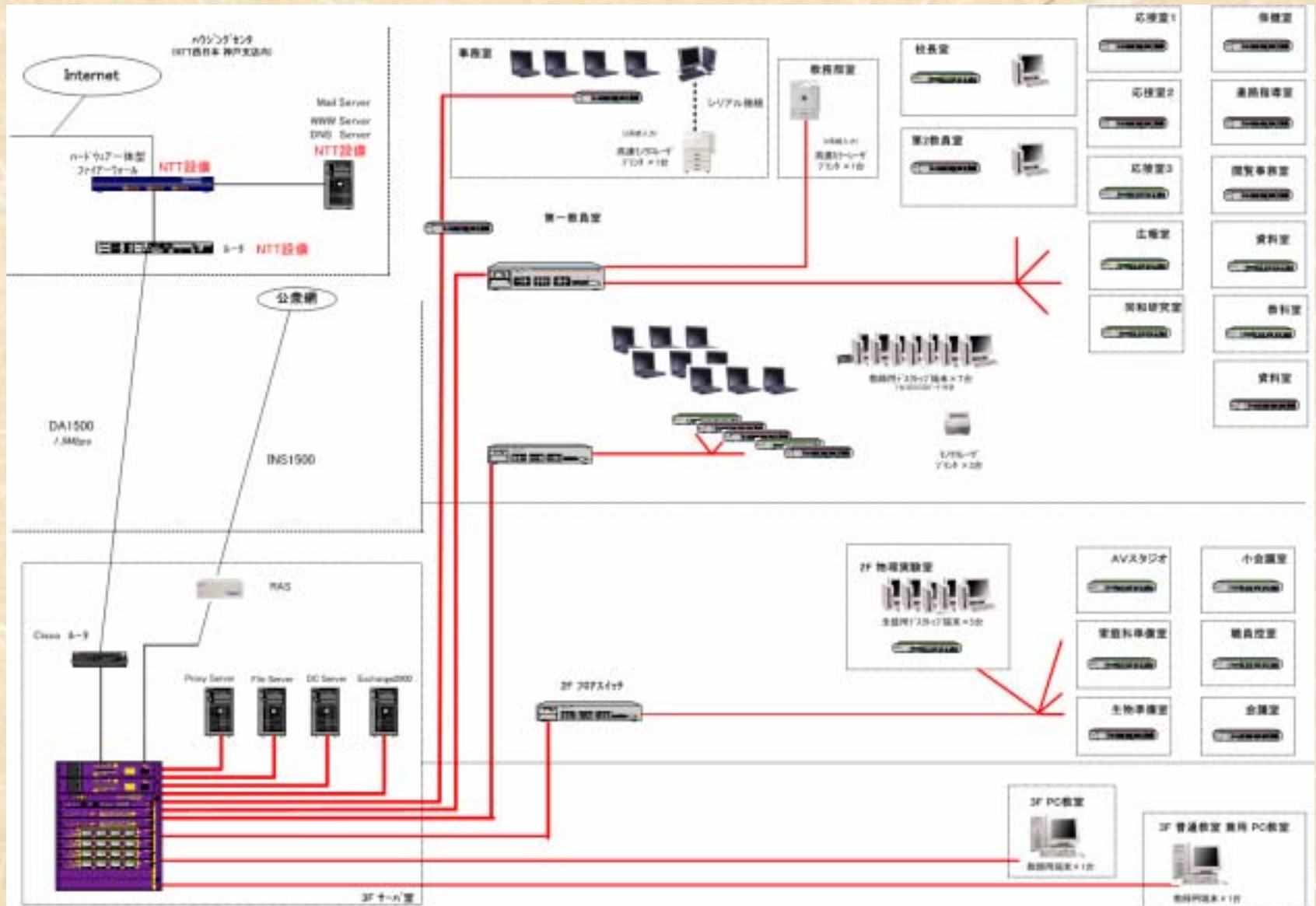
第7条（機器の無断貸し出し）

・・・許可なく貸し出された場合、当該貸し出し者に対して職務規定・・・に基づく処置をとる。なお、当該事態の発生により生じた費用は、すべて当該貸し出し者が負うものとする。

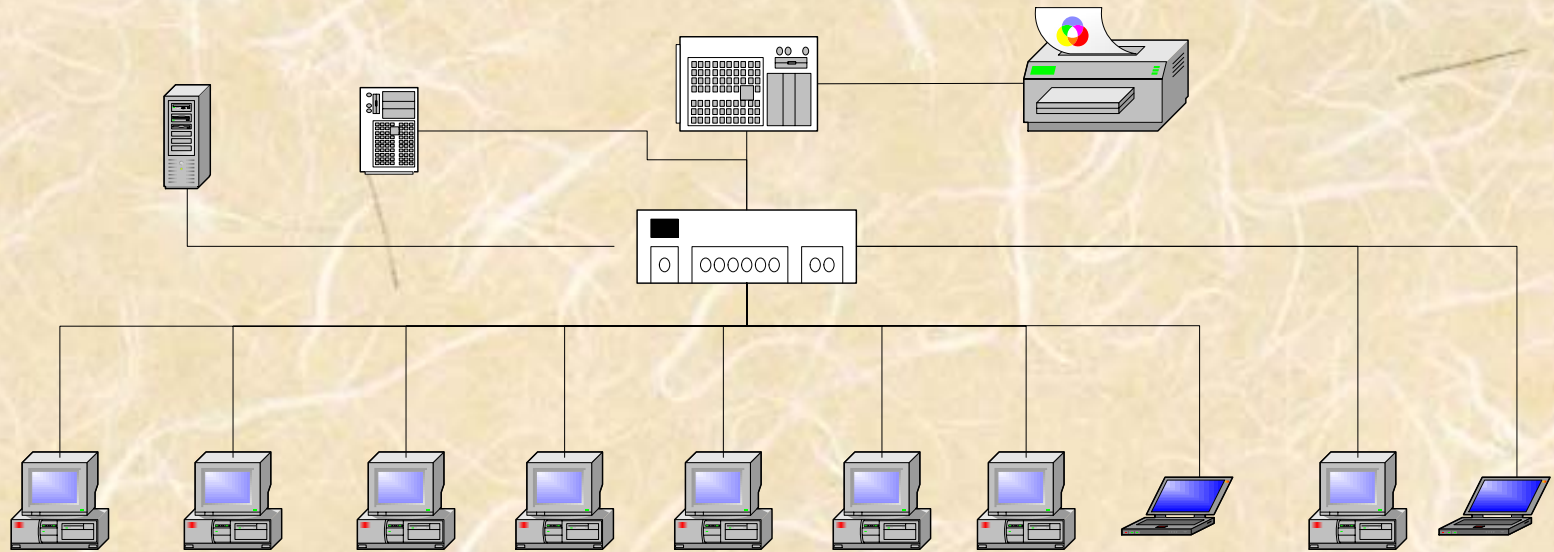
第12条（メール確認の義務）

教職員は業務遂行上、勤務日に最低一度メールを受信し内容を確認する義務を負う。

校内ネットワーク



学事処理システム



Server room